

交 規 第 1 3 0 号  
令 和 2 年 5 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号。以下「改正法」という。別添1参照）が平成26年5月21日に公布され、同年8月1日から施行された。

今般の改正は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、当該施設についての容積率及び用途の制限の緩和等の所要の措置を講ずることとしており、都市機能の誘導・集積に伴い、自動車流入の集中が見込まれ、道路交通の輻輳、歩行環境の悪化等を招くおそれがあることを踏まえ、自動車交通を整序化し、歩行者の移動上の利便性・安全性を確保するため、駐車場法の特例等に係る制度が設けられた。

これに伴い、国土交通省都市局長から各都道府県知事等に宛て「都市計画運用指針の改正について」（平成26年8月1日付け国都計第685号。以下「改正指針」という。別添2参照）が、国土交通省都市局街路交通施設課長から各都道府県駐車場担当部局長等に宛て「標準駐車場条例の改正に関する技術的助言」（平成26年8月1日付け国都街第58号。以下「技術的助言」という。別添3参照）が、それぞれ発出された。

改正法による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）、改正指針及び技術的助言のうち、警察に関する部分の概要及び対応上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 第1 法の概要（警察関係部分）

##### 1 都市再生基本方針の見直し（法第14条関係）

内閣総理大臣がその案を作成し、閣議の決定を求める都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「都市再生基本

方針」という。)に定める事項として、法第81条第1項に規定する立地適正化計画の作成に関する基本的な事項を追加することとされた。

## 2 立地適正化計画の作成等（法第81条関係）

- (1) 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設<sup>注1</sup>の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができることとされた。

注1：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。

- (2) 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載することとされた。

ア 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

イ 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）

ウ 居住環境の向上や公共交通の確保等、居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

エ 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）

オ 都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）

カ 必要な土地の確保や費用の補助等、都市機能誘導区域に立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（キに掲げる事項を除く。）

キ 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な、次に掲げる事業等に関する事項

(ア) 誘導施設の整備に関する事業

(イ) (ア)に掲げる事業の施行に関連して必要となる、公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業及びその他国土交通省令で定める事業

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

ク ウ若しくはカの施策又はキの事業等の推進に関連して必要な事項

ケ アからクに掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

- (3) (2)キに掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができることとされた。

(4) 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならないこととされた。

(5) (2)クに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができることとされた。

ア 都市機能誘導区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域（以下「駐車場配置適正化区域」という。）

イ アの区域における路外駐車場<sup>注2</sup>の配置及び規模の基準に関する事項（以下「路外駐車場配置等基準」という。）

注2：駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。

ウ アの区域における駐車施設<sup>注3</sup>の機能を集約するために整備する駐車施設の位置及び規模に関する事項（以下「集約駐車施設」という。）

注3：駐車場法第20条第1項に規定する駐車施設をいう。

(6) 市町村は、立地適正化計画に(5)に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に協議しなければならないこととされた。

### 3 特定路外駐車場の設置の届出等（法第106条関係）

(1) 立地適正化計画に記載された路外駐車場配置等基準に関する事項に係る駐車場配置適正化区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が当該駐車場配置適正化区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならないこととされた。

(2) (1)による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならないこととされた。

(3) 市町村長は、(1)又は(2)による届出があった場合において、当該届出に係る事項が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な勧告をすることができることとされた。

## 第2 改正指針の概要（警察関係部分）

立地適正化計画に駐車場配置適正化区域における路外駐車場又は集約駐車施設に関する事項が記載されない場合であっても、計画実施に当たり、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により公安委員会において交通の規制を実施又は変更することが必要となる可能性がある事業又は事務が記載される場合には、市町村は立地適正化計画を作成する際には事前に公安委員会に協議するべきであるとされた。

また、立地適正化計画に関連する施策によって、自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、当該施策を立地適正化計画に記載する際に、事前に公安委員会に協議するべきであることとされた。

## 第3 技術的助言の概要（警察関係部分）

駐車場法第12条に基づき、届出を要する路外駐車場を設置しようとする者は、従来どおり引き続き都道府県知事等への届出とともに、公安委員会等との連絡調整を行う必要があることとされた。

## 第4 対応上の留意事項

駐車場の整備は、その設置場所、道路への取付方法等によっては、路上への駐車待ち車両の滞留等を招き、これに起因する交通事故及び交通渋滞が発生するおそれがある。

したがって、公安委員会が、法又は改正指針に基づき市町村から協議を受けるとき及び路外駐車場を設置しようとする者との連絡調整に当たる際は、交通管理者として、交通の安全と円滑の確保という観点から、必要な意見を申し入れるなど適切に対応することとなる。

よって、各警察署において本件に関して市町村から協議等の申し入れを受けた場合は、一時的に対応し、警察署の意見を付した上で、協議文書及び公安委員会宛の文書を本部交通規制課へ送付すること。

担当 交通規制課 規制第一係

別添省略